施設園芸栽培環境改善支援事業 Q&A(令和7年3月時点)

(問1) 本事業はどのような目的で実施されるのか

(答1)

燃料価格の高止まりによる冬季の加温コスト増加や、気候変動に伴う夏季の高温により、従来の栽培管理では収量維持が難しくなっており、施設園芸農家の経営が圧迫されています。そこで、施設園芸農家が行う、栽培環境の改善に向けた設備・資材の導入を補助し、燃料価格の高騰及び夏季の高温の影響を受けづらい経営体質への改善を図ります。

(問2) 設備及び資材の更新は補助対象となるのか。

(答2)

いわゆる単純更新(買い替え)は支援対象となりません。

一方、買い替えであっても、既存のものに比べて機能向上(燃料使用料の削減効果向上、遮光率の向上、遮熱性能の向上)が図られる場合は、支援対象とします。この場合、機能向上であると説明できる根拠資料の添付が必要です。

また、既存の設備に増台する場合、増台することで機能向上を図ることができれば、 増台分は支援対象となります。

(問3)機能向上のため設備・資材を導入する場合の実施計画書はどのように作成するのか

(答3)

事業実施計画書(別紙1)に、既設の設備・資材と併せて、導入予定の設備・資材 を記入してください。

(問4) 燃料の高騰対策の推進と夏季の高温対策の推進の両方に取り組む場合、支援 対象となるか。

(答4)

支援対象となります。その場合、事業実施計画書(別紙1)において、成果目標① と②の両方を設定してください。

(問5) 同一の経営体から複数の事業申請をすることは可能か

(答5)

1経営体あたりの申請は1回までとします。なお、税務申告を行っている単位を 1経営体と判断します。

(問6) 新たに内張設備の多層化に取り組む場合の対象経費いかん。

(答6)

例)

- ○1層(農ビ) ⇒1層(農ビ(買替含む))、2層(中空構造フィルム) ⇒2層目の導入に必要な資材費が支援対象となります。
- ○1層(農ビ)⇒1層(中空構造フィルム)、2層(中空構造フィルム) ⇒2層目の導入に必要な資材費に加え、1層目の資材費(中空構造フィルム) も支援対象となります。

(問7)ハウスの被覆資材の張り替えは対象となるか。

(答7)

内張カーテンや外張を想定しており、いわゆるハウスの張替は支援対象となりません。

(問8) 内張カーテンや遮光カーテンの巻取り等の器具類は支援対象となるか。

(答8)

巻き取り器具等も支援対象となります。

また、被覆資材の加工費(カット代)も支援対象となります。

(問9) その他燃料使用量の削減に資する設備及び資材とは何か。

(答9)

施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル(農林水産省生産局)に記載されている省エネ化に資する設備及び資材を想定しています。

例)暖房機の排熱回収装置、多段サーモ装置、作物の局所加温装置等

(問10) 見積書の添付は1社で良いか。

(答 10)

原則、複数社の相見積りを行い、事業費の削減に努める必要があります。ただし、 事業費 10 万円未満の設備・資材を導入する場合や、該当する設備及び資材を1社 しか扱っていない場合を除きます。

(問 11) 既に導入した機械設備・資材は、補助対象となるか。

(答 11)

交付決定又は交付決定前着手届の提出以降に取り組んだ内容が支援対象となる ため、支援対象となりません。

(問 12) 予算額以上の申請があった場合の対応いかん。

(答 12)

申請の総額が予算額を上回った場合については、全ての申請者について補助率を 一律に減じて調整し、交付するものします。

(問 13) 導入設備及び資材の納品が終了したが、栽培期間中につき年度内に設置ができない場合の対応いかん。

(答 13)

実績報告時に設備・資材の導入後の成果目標の達成状況を報告いただく必要があることから、原則、当年度の作期終了の1か月前までに設備・資材を設置する必要があります。

ただし、設置工事の遅れ等、やむを得ない場合に限り、設備・資材の設置後の現地確認及び成果目標の達成状況の確認により、年度をまたいでの設置を認めるものとします。

(問 14) 成果目標の達成状況は経営全体として見るのか、あるいは設備・資材を導入 した施設のみで見るのか。

(答 14)

原則、設備・資材を導入した施設における成果目標の達成状況を確認しますが、 施設ごとに切り分けて確認することが難しい場合は経営全体としての達成状況で も可とします。

(問 15) 成果目標の現状値及び実績の確認に必要な根拠書類はなにか。

- (答 15) 燃料使用量の根拠資料としては燃料購入の納品書や領収書、出荷量の根拠資料としては出荷伝票等を想定しています。
- (問 16) 観光農園における設備・資材導入は補助対象となるか。
- (答 16) 建築確認済の観光農園の施設については、補助対象となります。